

小川村若者新規就労激励金支給要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、村内の人材育成を図るため村内に定住し企業等に就職した若者に対して激励金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「定住」とは、相当期間（2年以上）にわたる居住を前提として、本村に住所を有し、かつ生活の本居があることをいう。また「就労」とは、企業等に就職（自営等を含む。）することをいう。

(支給対象者)

**第3条** 激励金の支給を受けることができる者は、中学校、高等学校、専門学校又は大学等を卒業（中退を含む。）後、1年以内に就労した場合で就労後も引き続き2年以上村内に定住する意思をもつ者

(支給対象外者)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、暴力団関係者、税金等滞納者、その他村長が支給の対象として適当でないと認められる者は、支給の対象から除くものとする。

(支給金額)

**第5条** 支給金額は、1人10万円とする。ただし、同一人1回限りとする。

(激励金の受給申請)

**第6条** 激励金の支給を受けようとする者は、小川村若者新規就労激励金受給申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 その他村長が必要と認める書類

(激励金の支給及び返還)

**第7条** 前条による申請書の提出があった場合は、申請内容を審査し速やかに支給するものとする。

2 虚偽の申請及び就労後2年未満の転出、その他不正な手段により支給を受けた者があると認められたときは、当該激励金を返還させることができる。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**様式第1号**（第6条関係）